

第一類 第六号

第十九回国会衆議院

大藏委員會議錄第二十九號

五八五

出席委員	出席前時三十四分開議
理事長 千葉	理事淺香 忠雄君 理事黒金 泰美君
理事内藤	秀男君 理事山本 勝市君
理事井上 良二君	宅都宮徳馬君 大上 司君
大平 正芳君	金光 康夫君 島本 一郎君
小西 寅松君	福田 起夫君 同(赤松勇君紹介)(第四〇一六号)
苗地英俊君	堀川 春平君 同(堺秀男君紹介)(第三九六七号)
藤枝 泉介君	福田 繁芳君 鈴木更三君
池田 清志君	佐々木更三君 同(赤松勇君紹介)(第三九六六号)
小川 豊明君	春日 一幸君 同(堺秀男君紹介)(第三九六七号)
平岡忠次郎君	(王務事務官 渡邊喜久造君) 同(櫻内義雄君紹介)(第四〇一〇号)
出席國務大臣	同(赤松勇君紹介)(第四〇一一号)
大藏大臣 小笠原三九郎君	旧外貨債の有効化に関する請願(大高康君紹介)(第四〇〇八号)
出席政府委員	揮発油税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二号)
大藏政務次官 植木庚子郎君	揮発油税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一号)
大藏事務官 (王務局長) 渡邊喜久造君	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)
國稅府長官 平田敬一郎君	同(坪川信三君紹介)(第三九六一號)
委員外の出席者	同(山下榮二君紹介)(第三九六二號)
専門員 横木 文也君	同(小川平一君紹介)(第三九六三號)
専門員 黒田 久太君	同(小笠公韶君紹介)(第三九六四號)
三月二十六日	同(只野直三郎君紹介)(第三九六五號)
委員安井大吉君辞任につき、その補欠として小西寅松君が議長の指名で委員に選任された。	同(坪川信三君紹介)(第三九六〇號)
三月二十五日	同(大西祐夫君紹介)(第四〇一四號)
委員会における揮発油税免除に関する請願(有田喜一君紹介)(第三九五九号)	同(大平正芳君紹介)(第四〇一五號)
本日の会議に付した事件	同(赤松勇君紹介)(第四〇一六号)
所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)	同(堺秀男君紹介)(第三九六七号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)	揮発油税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一號)
相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)	揮発油税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六二號)
酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)	酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三號)
印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)	國稅收納金整頓資金に関する法律案(内閣提出第一〇号)
砂糖消費税法の一部を改正する法律	農業共済再保險特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出第三五号)
(第三九五九号)	農業共済再保險特別会計の歳入不足を補てんするための一一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出第三三号)

しや、紙維品の課税に関する法律案  
(内閣提出第三九号)  
租税特別措置法の一部を改正する法  
律案(内閣提出第五三号)  
交付税及び譲与税配付金特別会計法  
案(内閣提出第八五号)

○千葉委員長 これより会議を開きます。

本日は、昨日の理事会の申合せに基  
きまして、会議日程にあります所得税  
法の一部を改正する法律案外二十三法  
律案を一括議題として、質疑を続行い  
ます。佐々木更三君。

○佐々木(更)委員 きょうは大蔵大臣  
はお見えになりませんか。

○植木政府委員 大蔵大臣は、本日参  
議院の予算委員会がございまして、そ  
うして分科の主査報告その他討論採決  
がござります。まことに残念でござい  
ますが出席いたしかねます。私代理で  
参上いたしました。

○佐々木(更)委員 大蔵大臣が御病気  
あるいは外遊、いわゆる不可能的なこ  
とでお見えにならなければこれは別で  
ございますが、院内におりながら參議  
院の方には出る、こちらの方に出ない  
ということは、これは大蔵委員会の輕  
視じやなかろうかと思うのであります。  
きょうは少くとも大蔵当局にとつ  
ては最も重大な税法関係が、しかも一  
挙に二十数件もこの委員会に質疑を打  
切つて討論採決を要求しておるのであ  
ります。その当局が、同じ院内におり  
ながら、この大蔵委員会には出席しな  
いで他の方に出るということは、どう

考えて私は大蔵委員会に対する重大  
なる侮辱だと考えます。もう一回この  
点御考慮願えないとございましよう  
か。とにかく本日は、大蔵委員会とし  
ては最大の委員会だと考えます。だか  
らただいま大蔵大臣の出席を交渉中の  
ようでございますするから、一応それま  
で私質問を中止いたします。

○千葉委員長 あらためて発言を許し  
ます。

○佐々木(更)委員 大蔵大臣にお伺い  
をいたします。今日ここで審議されて  
おります二十数件の法律案の中では、主  
として税金関係のことについてお尋ね  
をいたしたいのでございますが、この  
本委員に付託されております税金関係  
の法律を見ますと、きわめて重大な一  
種の税制改革の方向を指示しておると  
いうことができるでござります。  
これを私の視点から見ますれば、この  
税制改革は、一つは税の中央集権主義  
的な強権主義をとつておるということ  
でござります。たとえば従来地方税で  
あつたものを国税に移管する等、一切  
の税金を国税に集約して、これを自治  
体に交付することによって国家の権力  
を強化しようという財政政策であり、  
税制政策などいろいろなことができると思  
うのでござります。もう一つの特徴は、  
今度の増税は、主として消費税に向け  
られておる、いわゆる第一次的な生産  
の他から来るところの国民の所得の  
増大に向つて税金が追求されるのでな  
くして、実際に零細なる勤労大衆の消  
費面に向つてその税金が追求されると

いう、一種の税制改革の方向を含んでおるものと思うのであります。すなわち、これを見ますと、新しい税金として酒税、砂糖消費税、揮発油税、物品税、繊維消費税、入场税いずれもこれは物の生産によつて価値が増大するいわゆる国民の所得の面に向けられないので、定まつたる国民の所得の消費面に対する追求、いわゆる大衆課税という一つの方針に進んでおると思うのでござります。大蔵大臣は、どういう一種の税制改革の意味を含んだ今回の税に関する諸法案であるということをお認めになるかどうか、この点をお伺いいたします。

制度調査会等でも、また税制調査会等でも、みなその考え方に基いておるのであります。なおお話をうちに、消費税の方を、大衆に税をかけるようあるのに重きを置くじやないかというお話をございましたが、私どもは実はさよならに考えておりません。従いまして今度でも、たとえば物品税なり、あるいは纖維のうちに奢侈的な纖維品についてだけかけておるような次第でございましたが、どうぞ考えておりません。従いまして、考え方の方から出ておる次第でございます。

○佐々木(東)委員 大蔵大臣は、これは別に税制改革の意味を含むのではなくて、税の調整の意味を含んでいるものだ、これは税制調査会の答申等に基づいてこういうものをやつたのであるから、税制改革の意味は含んでおらない、こううのございますが、だとしますと、大蔵大臣も不見識きわまる盲課税をしておると私はいわざるを得ないのです。先ほど申しました通り、何といましても、今度の税制の全体を通して見ることは、地方税を国税に移管するということです。今日民主主義の基礎は地方自治の確立にあることは、これは大蔵大臣も否定はなされぬでございましよう。従つて政府という権力を持つておつても、こ

これをささえただけの財政がなければ、政府の権力遂行は不可能である。政府は政治をとることが根本になる。まさか大蔵大臣がそれを知らねはずはない。知つていながらこれを、幾多の入場税の譲与税にせよ、あるいはその他他の税金にせよ、全部これを国税に移管するということは、たといあなたが頭の中ではそれで觀念として意識しなくては、結果においては、これは中央集権的な権力主義への税制体制の変化だろうと思う。これを否定しようとするならば、あなたは不見識きわまるものだと私は思う。

なお砂糖消費税やその他のものが大衆課税でないということは、これはどうぞからそうなるといえるのですか。たとえばタバコの値上げ、ビースが今回五円値上げになると聞く、ビースを吸う階級は一体だれです。少くともこれは労働者大衆でございましょう。四十五円のものを四十五円に値上げをしておいて、これは労働大衆の生活を圧迫するのではないかというようなお考えを持つならば、これは日本の大蔵大臣としては不適当であります。酒税にせよその他にせよ、あなたはこういうような消費課税は大衆課税として認めない。たとえば物品税の時計にしてもそうだと思います。たとえば五千円以上のもの、つまりましたならば、今日の貨幣価値がからいつて、五千円の時計がこうして一高級品か。五千円程度の時計でなくしてどうして時間を正確にはかることができるであります。私はどう見まし

ても、この消費税中心の税制改革が衆生活への税金追求である、大衆課税の税制変革の方向を指向しておるものだという確信を持つのであります。もう一度タバコの税金とか、酒の税金とか、こういうものの値上げは、一休とか、大衆の生活を圧迫しないかどうか、もう一回大臣の政治的良心に基づく答弁をお願いいたします。

ありますので、それが小売価格になりますと一円にもつくるので、そういう時計をお持ちになつておる方は、大体どいう言葉にはまらぬと私は考えております。今の一万円もする時計なら知ります。当上等なもので、それは、あなた方はどちらかというと自分のこととお比べになるからで、私は大衆といふ言葉のうちにはそれが含まれない、こういふような感じがするのであります。砂糖についても、これは主として輸入ですから、砂糖は輸入の抑制という見地から、多少しまつをしてもらう。しまつをしてもらつても、これはおとどしの輸入額よりもなお多く入つておるよな状況でありますので、やはり国民にこの際消費の節約を望みたいと、いふ趣旨から織り込んでおる次第であります。

ういうことが言えるだらうと思うのであります。大臣がどう強弁なさるかと、も、今回この税関係の法律案は、國の税制觀念に一大變革の方向を指示するものである。これは先ほど申しましたように、何と言いましても中央集権的で權力主義の立場をとり、日本の自治財政というものを躊躇しようとする一つの財政方向だと私は信じます。なおこれは先ほど申しました通り、何と言つても政府は第一次元的な生産の増強に力を注がないで、そういう方面からの国家の収入を期待しないで、單なる国民の所得の消費面にだけその稅の追求をなそうとする。これは苛酷なる悪税である。こういう方面に向つての税制改革の方針を示唆しているものと私は断言いたしまして、次に私は質問をしてみたいと思うのでございます。

そこいろいろの新税の問題で私が考へることは、これは一つの欺瞞が含まれておるではなかろうか。言いがえれば、政府はかかる増税をしなくては、いわゆる国家財政のやりくりはできないではなかろうか。ある意圖をもつてこういうような大衆課税の方向をとつておるのではなかろうかといふ疑いを持つておるのであります。そこで私は大蔵大臣に聞きたいでござります。この一兆円予算を立てるのは大蔵大臣でも一兆円以下にこれを押さえよう。いわゆる九千九百九十六億円というよろ、とにかく一兆を一錢一つの予算編成方針として、本年度の予算是是が非でも一兆円以下にこれを押さえよう。この一兆円予算を立てて、これを堅持して行こう。こういうお考えのようでございます。この一兆円以下の予算を政府が堅持するかどう

か、あるいは堅持できないかどうかといたことは、この新税が妥当であるかどうかといふことの大きな理由になると思つてあります。そこで大蔵大臣は、現在国会に提出しておりますところの一兆円以下の予算を絶対に堅持されのかどうか、堅持し通せる見込みがあるのかどうか、この点について大蔵大臣の御見解をお聞きいたします。

○小笠原國務大臣 一兆円予算は、ほんと国民の総意ともいべき輿論の支持を得ておりますので、皆様方の御

同意を得て、必ず堅持できるものと私は考えております。

○佐々木(東)委員 むろん私は一兆円

以下予算に國の予算を取縮するという概念には反対するものではありません。問題は一兆円予算の内容であろう

と思つ。もしこの一兆円予算の中に、

不生産的な、単なる消費的な財政支出が多いというならば、かかる一兆円予

算は、国民生活にとってむしろ妨害だ、じやまのだと言わなければなりません。言いかえますと、たとえば厖

大なる保安庁の経費等を含んでおる。

この中には、私の推定するところによれば、二千数百万円という、国民の富に關係のない、不生産的な財政支出が持つておるのであります。そこで私は大蔵大臣に聞きたいでござります。この一兆円予算を立てるのは大蔵大臣でも一兆円以下にこれを

押さえよう。いわゆる九千九百九十六億円といふよろ、とにかく一兆を一錢一つの予算編成方針として、本年度の予算是是が非でも一兆円以下にこれを

押さえよう。この一兆円予算を立てて、これを堅持して行こう。こういうお考えのようでございます。この一兆円予算を政府が堅持するかどう

か、あるいは堅持できないかどうかと

いたことは、この新税が妥当であるか

かといふことの大きな理由になる

と思つてあります。そこで大蔵大臣

は、現在国会に提出しておりますところの一兆円以下の予算を絶対に堅持されのかどうか、堅持し通せる見込みがあるのかどうか、この点について大蔵大臣の御見解をお聞きいたします。

○小笠原國務大臣 一兆円予算は、ほんと国民の総意ともいべき輿論の支持を得ておりますので、皆様方の御

同意を得て、必ず堅持できるものと私は考えております。

○佐々木(東)委員 むろん私は一兆円

以下予算に國の予算を取縮するという

概念には反対するものではありません。問題は一兆円予算の内容であろう

と思つ。もしこの一兆円予算の中に、

不生産的な、単なる消費的な財政支出が多いというならば、かかる一兆円予

算は、国民生活にとってむしろ妨害だ、じやまのだと言わなければなりません。言いかえますと、たとえば厖

大なる保安庁の経費等を含んでおる。

この中には、私の推定するところによれば、二千数百万円という、国民の富に關係のない、不生産的な財政支出が持つておるのであります。そこで私は大蔵大臣に聞きたいでござります。この一兆円予算を立てるのは大蔵大臣でも一兆円以下にこれを

押さえよう。この一兆円予算を立てて、これを堅持して行こう。こういうお考えのようでございます。この一兆円予算を政府が堅持するかどう

か、あるいは堅持できないかどうかと

いたことは、この新税が妥当であるか

かといふことの大きな理由になる

と思つてあります。そこで大蔵大臣

は、現在国会に提出しておりますところの一兆円以下の予算を絶対に堅持されのかどうか、堅持し通せる見込みがあるのかどうか、この点について大蔵大臣の御見解をお聞きいたします。

○小笠原國務大臣 一兆円予算は、ほんと国民の総意ともいべき輿論の支持を得ておりますので、皆様方の御

同意を得て、必ず堅持できるものと私は考えております。

○佐々木(東)委員 むろん私は一兆円

以下予算に國の予算を取縮するとい

う

りをして第二次第三次補正予算という

ものを編成する以外に何が方法があり

ますか。そこでもしこの予算編成の内

容にそういうよなからくりがあると

はあくまで堅持すると言つ。これは

むろんうわさかどうかわかりません

が、昨年大蔵大臣がアメリカにおいて

になると、日本の予算は、アメリカ

の要請等もあつて、どうしても一兆円

以上にとめなければならない。自分

がアメリカに行つて来る間にいろいろ

もかく一兆円をびたで一文も越えては

ならないということを大蔵当局に言明

して外遊させられたということを私は聞

いた。しかし大蔵大臣が帰つて参り

ましてから、むろん風水害等のやむを

得ざる支出がありますから当然でござ

りますが第一次の補正予算、第二次の

補正予算、今や第三次の補正予算が組

まれて、一兆円予算を上まわること相

当の多額に上つておるのであります。

もし大蔵大臣がこの一兆円予算をあく

までも堅持しようとするならば、たと

えば本年度わが国には風水害等の、そ

ういう不時の大出支を必要とするよう

状態が起きないと一体予想される

か。ここ数年来の日本の状態を見ます

と、どういう自然の破壊によつてやむ

を得ざる緊急支出を含む補正予算のな

ど、あります。今年だけどうして一体そ

ういう不時の大出支を必要とするよう

な状態にあります。従いまして何

らの制肘を受けたものでなく、これは

アメリカへ行きまして、さような日本

の予算についてかれこれお話を受けた

ことも何らありません。従いまして何

らの制肘を受けたものでなく、これは

アメリカへ行きまして、さのような日本

の予算についてかれこれお話を受けた

ことも何らありません。従いまして何

らの制肘を受けたものでなく、これは

アメリカへ行きまして、さのような日本

三次までの補正予算の中ではございませんが、この点御発表願います。

○小笠原國務大臣 最初に申し上げておきますが、二十八年度予算でわざかしに減税しなかつたではないかとおつしいますが、一千億に上る減税をいたしましたことは、これは二十八年度予算のときにちゃんと御審議を願つておるから、これはお忘れになることはないと私は確信をいたしております。二十九年度予算につきましては、ただいま申しあげました通り、主として少額の既得者、あなたの方の言われる、われくもそう考えるが、大衆課税を減ずる、こうどうことのために、従つて物と肩をつたり何かする人、ぜいたく品を使つて人、こういうのにその分だけを埋めてもらつた、こういふわけなんなります。そして、この点が増税になつておりますが、減税額の方が多いことは今あなたがおつしやつた通り。しかも減税は主として少額所得者にあるということは、私が説明せぬでもおわかりの通り。従いまして、これは繰返す必要はないと思います。経費の節減はできるだけやつております。ただ屢々にわたつて、あるいは旅費であるとか、庶費であるとか、あるいは物件費であるとかいうものをたくさん削つたことは、これが御承知の通りであります。なお過日の二十九年度予算におきましても、さうのを御返事申し上げればすぐわかると思います。ただ屢々にわたつて、それを削ることになりまして、それが三党協定の結果、それらの分が社

○小笠原國務大臣　数字的なことはすでに尽きておるのでありますて、申し上げぬでもよろしいが、自然増収がなぜ見込まれなかつたかといふことにいたして申し上げておきます。それは私どもは、本年は国民もいわゆる合理化生活をするし、また日本の物価を五分ないし一割下げる、そして国際収支の均衡に近づけるよう努力をするときであつて、従つて災害その他に自然増収を見込むような、そういうものの考え方是一切持つておらない。従つて二十九年度の予算編成の根本方針として、過去の蓄積を使わないことが第一です。また借金その他そういう借入金等でやらない。減税国債など二十八年度はやつたが、そういうことは一回やらない。第三は自然増収、そういうものを一切見ない。そういうことで、いわゆる健全財政を確立したわけでありますので、自然増収は一切見ない建前をとつております。

あなたの生活はどうあるかわらない題ですが、今日大衆の生活が、中小企業以下の大衆の生活が窮屈してゐるということは、抽象的論争だけでなくして、もはや一般的常識だらうと思う。こういふように、中小企業以下の大衆生活が窮屈しておるとき、増税や新税といふ算を組むという余裕があるならば、私は今日本委員会において議決しようとするところの増税や新税の必要はないなあらうと思う。もし此の一兆円予算の中に、そういうような将来節減をして補正予算を組むというは、大蔵大臣はそういうことについて答弁を渡つておるようちらりと思う。どうも大蔵大臣はそういうことを聞いておられますから、次に進みますか、私は二月四日本委員会におきまして、対米債権の取立てがどうなつておるかということを政府当局に聞いておりまします。政府当局はこれに對して答弁がないままでなかつた。通産当局が参りますとして、ただいま清算中だということを言つておるのであります。すなわち四千七百五万ドルという朝鮮特需にからむ対米債権があるということは、大蔵大臣もすでに認めておるところであります。だからこの際政府ができるだけこの清算をつけまして、國家財政の中にこのものを持つて参りまして、で生きるだけ新しい税金や増税をかけないといふ努力をなさることは私は当然だらうと思う。しかも問題になつて以来すでに一箇年になつても、なおこの四千七百五万ドルの対米債権の清算がつづかないといふことは、大蔵大臣、愈々ではございませんか。しかもこの四千七百五万ドルの対米債権に対しては、政府はそれべの業者に対しても支払

い済みのはずである。その一例を言ふ  
ならば、九州の麻生炭鉱の石炭に對し  
ては、もう政府はどうにこれを支払い  
済みなわけなんです。あなたは国民の  
税金の中から、すでに四千七百五万ド  
ルという多額の金を支払つておきなが  
ら、こういうものの清算はあるで氣を  
つけない。なお国民に対して増税や新  
税をかけるということでは、どうてい  
これは國民は納得できない。われく  
はそういうような幾多の問題を残して  
この法案に賛成するわけには參りませ  
ん。一体四千七百五万ドルの対米債權  
の取立てがその後どうなつております  
か、この際明らかにしていただきた  
い。

は、これはできるだけ早く取立てるべきでありますよう。しかしあのときマーカット声明ができておつて、あなたもよく御記憶である。だからこれはガリオア、イロア等、アメリカの債権という言葉は適切ではございません。今後きまるわけですから。そのときにこれをお解説する、そういうことを言つておるので。まだそういう問題がきまらぬときだから、いくらどうちが話をいたしましてもそう急速に解決はできない。急速に解決のできないものをとれると見込んで予算を立てろということは、これはあなたが財務当局でも、なおおやりにならぬことであろうと思う。

が、この点はどうなつておるのであります。  
○小笠原國務大臣 さようなことを閣議に相談があつたことは一度もございません。なお新聞記事で「農林大臣は砂糖の統制をする意思はない」というふうなことをはつきり言つておるくらいで、われらはよろしくなことは、閣議で語つたことはございません。  
○佐々木(更)委員 そうすると、新聞の記事が誤報だということになりますから、別に私はこの点大蔵大臣の責任として追究しようとは思いません。  
そこで現在において砂糖の値上がりはなはだしいのである。この原因といつしましては、何といたしましても一斤四五六十銭という増税にあるのです。私をして言わしむれば、消費税を四円五十銭に上げたということと、政府が製糖会社に対するところの不当なる外貨の割当等をして来たことによるものであると思うのであります。そこで、どうしても政府は一般経済政策計画として、あなたの先ほど申しましたように、日本の通貨価値を高める意味においても、日本の財政を健全たらしめる意味においても、あなたの方ではできるだけ輸入の抑制をしようという政策をおとりになる。私たちには必ずしも賛成しませんが、あなたのそうした方針が生れて来るところだろうと思う。そこで当然この重油並びに砂糖に対するところの中間統制をやらなければならぬ点に来ておるのではないか。なるほど現在これを閣議の上で語つたような事実はないだらうが、将来そういうことを考えなければならぬ時代が来るのでないか、あなたがの政策からすれば、当然そういうこと

を考えなければならぬときが来つたのではなかろうか、こう私はあきれたの政策を推察するのでござりますが、あなたはそういうことは考えておりませんか。

○小笠原国務大臣　ただいまのところは考えておりません。

○佐々木(更)委員　ただいまのこと考へておらないといふのは、将来考へることがあるということに解釈いたしましよう。今あなたにこれ以上の質問をするといふことは、あなたも時間がないようでござりますから、私はもう一つだけ聞くのでございますが、この砂糖消費税をわれくへは認めるかどうかといふことに付いて、一抹の疑惑があるのであります。現在砂糖は輸入貿易の値段が二十二円で、これに課税として二十三円五十銭がかつて、それにして四円五十銭かかりまして、それが精糖の費用、つまりこれをいい砂糖にするところの精糖費用が十円かかつて、現在六十円、これが大体において平均相場だといふのであります。これを現在工場を出る価格が八十六円で、製造業者が一斤に対する利益は二十六円だということは、私はきわめて暴利だと思う。あなたは砂糖を入れて牛乳を飲む階級が勤労大衆ではないなどと云ふのもしませんが、今日砂糖といふものはごく少数の財閥はむろん使うことができましょうが、大多数が、砂糖を消費するものは勤労大衆である。この勤労大衆の必要品であるところの砂糖を、ただの一斤で二十六円の暴利をむさぼつておることに對してあなたはどういう政策をおとりになるか、この二十六円という暴利をむさぼるのはどこから原因が来るかといふと、政府の放

をあなたはこの際御説明なさつて、この事情を明らかにしなければ、いたずらに砂糖消費税を引上げても、国民は納得しないでありますよう。政府に対してもおそらく消えるところのない不満と不信を抱くだろう。従つて、二十七年度において精糖工場全体に対する外貨割当はどれだけあつて、何工場にどれだけ割当して、このN工場に対するところの外貨割当が公平であつたかどうか、御説明を願いたいのであります。このことが明らかにされれば、私は砂糖消費税に対する賛否の意見を本委員会は表明することはできなりだらうと思う。

○佐々木(更)委員 私は、大蔵大臣は感がせぬでもない。実際民心を失つておると思う。一体だれが砂糖の消費を減らせと言いましたか、だれが輸入を減らせと言いましたか。当然の利潤をもつて安い砂糖を国民に配給することのために、あなたは何らかの財政的措置をとらなければならぬじやないかということを聞いておるのじやありませんか。あなたは何ですか。一体だれが砂糖の輸入を節減されましたか、もつとまじめに答弁しなさい。そこで私が聞いておるのは、砂糖の高いのは、こういうような日銀を中心とする政府の金融政策の間違いの現わではないか。ここで言ひます。通り、二十七年度につた一箇年間にさえも外貨を七十七万ドル割当てたといふのだから、そこに日本の精糖工場は現在の国民需要の倍額の設備を持つておる生産過剰の状態にある。政府は、今度は逆にこれを急いで収縮して、そうして逆に国民の需要に制限を加えて、その結果としてはます／＼ここに砂糖インフレの状態を來しておる現状ではありますか。そこでそういう政策はいけないのだから、 국민に安い砂糖を正当な価格をもつてもつと多量に供給するためには、こういうよくな融政策に公平を期さなければならぬ、妥当性を持たせなければならぬ、私はあなたに聞いておるのだ。そこであなたは七十七万ドルをN糖の工場一つに対して一十七年度に割当てたことをここであなたは説明をなさるな

めには、他の工場に對してもこれは公平に外貨の割当をやつたのだから、N工場に対してだけ一年に七十七万ドルの外貨の割当は不当ではない、だから汚職はないのだということをあなたは説明しなければ國民は納得しないじやありませんか。私の聞いておるのは、N工場だけで一箇年に貴重な日本国外貨を七十七万ドル渡しておるのだから、他の工場にもきつと公平に分配したであらう。それをここで知らしてもらいたい。それならば、國民はなるほど汚職というのはうわざにすぎないと言うでありますよう。御発表してください。

そこで大蔵大臣にもう一つか聞きたいことは、こういうように、精糖工場に対する私はどうしても不当な外貨の割当があると思う。あなたたちはここでわれわれの依然とするような答弁をなさらない以上は、誤解されてもしかたがないのです。あなたが知らなくても、銀行局長が知つていなければならぬはずだ。だから私は、どうしても外貨の割当には不信を抱かざるを得ない。現在日本の手持ち外貨が非常に不足しております。そこで新しく外貨割当制について、各方面に対し著しい削減をなされようとしておる。これは日本の経済財政にとって外貨をどう割当するか、どう運用するかということは、根本的な問題だらうと思う。この根本的な外貨割当の問題が、今日私の聞くところによりますと、通産、大蔵両省のいわゆる下僚といふと申訳がございませんが、いわゆる事務当局によってこれらのが、何らかの形において国会の審議のものが計画されつつあるということを聞いておる。これだけ重要な問題として日本の財政経済の全体的な計画の樹立、もしくは討議ができるであります。そこで大蔵大臣は、現在まで外貨の割当が大蔵、通産両省の事務当局によつて左右されておつたかもしれないが、今後は、外貨の割当に対し、ては國会が国民を代表してこれに参与できる、こういう制度の確立が必要だらう、との点について大蔵大臣はどうお考へでござりますか。

つかから、それの外貨と思つたが、これは別口外貨というやつでありますとて、別口外貨は、その使い方が日本銀行に行に一任されでありますからさよう御承願ひます。

それからあとのは問題でありますとが、外貨予算はきのうでしたかおととまでしたが、百九十八回の閣僚審議会を開いておりまして、個々のこまかいことは幹事會等でやりますが、しかるべき報告はすることをいたしております。私はこれ以上これを国会に譲るというような考え方を持つております。

○佐々木(寅)委員 そうすると、たとえばその審議会といいますか、閣僚審議会をしたものを将来国庫の承認を求めるとか、こういうような措置をとるお考えはない、こうおっしゃるのでですか。

○小笠原国務大臣 ただいまのこところ、さような考えは持つておりません。

○千葉委員長 井上良二君。

○井上委員 本日税制各案を質疑を打切りまして、討論採決に入ることになつてあります。この最終段階において私どもが非常に遺憾に思ひますのは、今度の税制改革におきまして、低額所得者の減税を他の間接税において一方増徴する、それによつて穴埋めすることになつておる。特にそのうちの一番大きな部分であります奢侈繊維品消費税、それから入場税法案、租税特權法案が与党内部で歩調がそろわないとございました。このあとまわしにされた理由は、これら三重重要な法案のうちで、特に入場税法案と繊維消費税の法案が与党内部で歩調がそろわないとございましたから、与党内部の調整をはかります。

るためにはこれがあとまわしにされた。ところが私がここで伺わなければなりませんのは、この二つの法案の税収は二百七十七億に上つております。増税分の三百六十四億のうちの八割を占める税収を持つのであります。この二つの法案があとまわしにされる、しかもこのうち非常に私ども遺憾に思ひますのは、自由党が從来政府原案通りに全力をあげて政府と協力して参つたにかわらず、今日この入場税法案の修正案を本日午後提案をするということが明らかになりました。先般私は大蔵大臣に、この修正案につれて政府はどう考へるかということを質問をいたしましたところ、大蔵大臣は、まだそんな法案は見てない、こういう御答弁でございましたが、その後この修正案に対しても相談を受け、あるいはこれに対する政府としての所信をどうお考えになりますか。これ伺いたい。

部会が開かれて、そうちしてこの修正案をめぐつていろいろ／＼長い間討議をされておることは、植木政務次官はおそらく知らぬとは申せますまい。それをあなたに全然報告もせず、大蔵大臣は本日午後修正案が提案をされるのに、わざとしは知らぬということで、そんなばかになことが一体通りますか。政党政治の上において一体そういうべらぼうな話が通りますか。

○小笠原国務大臣 どうも正式に話がないものを知つたといううそを言うわけには参りません。私はまだ修正案といふものに正式に何ら相談を受けてないであります。これに対して、知つておらぬことは知つておらぬと申し上げるよりほかはない。

○井上委員 それでは隣の植木政務次官に申し上げる。あなたは、政府と国会との間を調整をはかる重大な役割で政務次官をしておいでになる。あなたは自由党政調会及び大蔵部会において修正案が審議され、しかもそれが法案を得て法制局にまわつておることを御存じですか。もし知らぬとすれば、あなたの責任は重大ですよ。

○植木政務委員 お答え申し上げます。私の承知しております件は、修正案ではなくて、修正の内示案とでも申しますが、そうしたものについての御連絡は受けております。従つてそうした内示案につきましては、大臣へも御報告申し上げてあります。

○井上委員 わかりました。それはまだ正式にここへ提案されておりませんから、はつきり修正案ということは申しますまい。しかし一応修正案を「修正案じやないよ。内示案だよ」と呼ぶ者あり黙つていなさい。提出する

るというひとは、正式に本委員会の總  
談会において自由党側から発表があり  
ました。しかもそなつた以上は、當  
然あなたは大蔵大臣にその内示案を、  
こういう修正がされるらしいといふこ  
とで報告をされ、それで大蔵大臣は、  
この内示案を積木政務次官から承つ  
て、これを一体御承知されましたか。  
それともこういう内示案は妥当でない  
とお考えになつておるか、妥当である  
と考えておりますか、それを伺いた  
い。

○小笠原國務大臣 正式に話のあつた  
場合に考えようと思つております。

○井上委員 正式に話のあつた場合に  
考えると申しますが、問題は税収減が  
来るか来ないかという重大な予算上の  
問題に関連する修正が国会で行われて  
おるときに、最後の成案が出て国会で  
正式に提案がされるまでは、知らぬ顔  
しているという事ができますか。そ  
れで大蔵大臣の任務が……。

○小笠原國務大臣 正式に話がなけれ  
ば、何ともわきの方で言いようがな  
い、のみならず、それで大蔵大臣が修  
正は困るといつたら、その通りになり  
ますか。

○井上委員 あなたは国の予算編成の  
重大な責任者であり、その予算編成の  
一つである歳入の上において、重大な  
欠陥を来すかもわからぬということが  
疑われているときに、それに対し、  
正式に相談があるまでは、正式に案文  
を見るまではわしは何も知らぬ。そん  
なべらぼうなことで一体話の筋が通り  
ますか。われ／＼のかりに調べたとこ  
ろによりますと、自由党的修正案によ  
れば、政府原案よりも相当の減収が來  
るということをわれ／＼はいろいろ／＼の

角度から検討しておる。そういう意味で、が当然予想されるものを、あなたの方では成案をわざ／＼に持つて来るまでは何事も知らぬと言う。そういううへらぼうなことで一体事が済みますか。そういうむちやなことはありませんか。そ政府原案を与党であるものが修正しておる。野党が修正するのなら、知らず、国会が修正するのなら、ぎく知らず、政府の原案を履行する責任を持つてゐる与党が、それに対し修正しておいて、政府がそれを全然知らぬなど、いうことで事が済みますか。そういうことでは絶対あなたの筋道が通りませんよ。

つもりかをもしませんが、それはまたとしての政治的な責任をのがれようとする最も卑劣な態度ですよ。私は少くともあなたは國の大蔵大臣として、しかも今度の税収の上に大きな要素を占めております、また地方財政計画にも非常な支障を来して来ますこの入場税類の改正問題というものについて、大蔵当局が成案を見るまでは何ら意見はさしはさむ必要はない。国会に提案されてからやつたらしい、提案をされながらやつていくくらいなら、なんでこんなにあなたの方では審議を急ぐのです。これは四月から実行するものだから、三月末までに両院を審議しなければならぬので、できるだけ審議を促進してもらいたいということを言うて来ているじやないか。あなた方の部下からもそういう要求がたび／＼あつた。この重大な改正案に対しても、相当いろいろ問題があるから、早く疑問とする点を解明して、国会をすなおに通すということがわれ／＼に課せられた任務である。その疑問を開こうとするときに、私は相談を受けぬから何も知らぬ。またその内成案に対しては全然意見をさしはさむ必要はない。こういうことで一休事が済むと思いますが。そういうことでは、いたずらに審議を混乱に陥れて、紛糾されることになりますぞ。少くともあなたのそういう態度といふものは、あつたものじやありませんよ。私はそうどる。あなたはすなおに審議の促進を考えるならば、少くともそういう疑問点については率直に話をしてもらいたい。内成案といふものは、おれは全然知らないのだ、

またかりに内示案があつたとしても、それに対する意見をさはさむ必要はないのだ、そういうへらばうなことを言うならば、本日午前中に質疑を打切るといいますけれども、そういうへらばうな政府の態度なら、われ／＼は遣憾ながら質疑を打切るわけには参りません。政府みずから審議を妨害しておるじやありませんか。「約束が違う」「言いがかりを言うな」と呼ぶ者あり) 方は大蔵官僚で、最高学府を出て、大蔵省でいろいろやつておつた人間が、こんなへらばうなことがありますか。そんばかなことを言つてはいけません。政府みずからが……。

○千葉委員長

〔発言する者あり〕

○千葉委員長 静肅に願います。

○井上委員

妨害をする態度をとるな

○千葉委員長

〔発言する者あり〕

○千葉委員長 静肅に願います。

○井上委員

私は昨日の本委員会の理

由

事

会

に

お

詫

か

と願

い

ます。

○井上委員

私はまだよく知らぬ、これ

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

る

ま

で

事

が

済

む

けますまい、大蔵大臣の御所見を承りたいと思います。

○小笠原國務大臣 私は率直に申し上げておきますが、一応そういう話があり、それじやいるべく検討してみておいてくれないかということであります。が、検討の結果はまだ何も聞いておりません。それから修正案が内示の通りきまつたのか、きまつていかないのか、これもまた、自由党の方からも私は正式に聞いておりません。私が承知しておるところでは、こういう案ということ語弊があつてはいけませんが、私は何も聞いていない。自由党の方からも特に聞いておりません。私が承知しておるところでは、こういう案とことで、一応の案を持たれた方が、まだいろいろ折衝中なんではないかと思つておる。従つてその案がきまれば、そうすると政府は、これに対してもどうう考え方だということが自然に出て来ることになる。私はいろ／＼の数字を出しておりますから、事務当局の方で持つておるかと思ひますが、その修正案に基いてどうなるかということは、率直に言つて私はは何も聞いておらない。またことへ來るときにも、今の話を聞いて臨んだわけではない。ただ税制全般について、何か話があるといふことで伺つたのでありますし、私の言葉がぶつきぱうであったかもしれません、が、知らぬことは知らぬので、実はこう申したのです。私は何も知つておりません。全然私は正直に申しておる。何も私のところへ來ておるものはないので、私自身成行きについて一応話を聞きましたが、いろ／＼な数字が出て来たり、財源はどうなるかといふことは、何も話を受けておりません。従つてこれについては、党の方で

きちんとときまつて、それがいろいろの打合せになつて、確定されたときの正式にいろいろ、数字等について、それじやこういう党はどうだ、ああいう党はどうだという問題が出来て来るのではないか。もつとも内示の問題につきましては、それではたいへん事務的に困るからというので、事務当局から内示について話が出ておるようです。私は忙しいせいもあつたでしょうが、そういうことからことについて聞いておりません。

円程度の減収が見込まれるので、現行法に比して二十二億五千万円の減収となる。政府原案に対する減収割合は約二〇%であつて、現行法に比すれば三十一億円で、差引七億の減。修正案の場合、政府原案に比してさらに四億円程度の減収となるので十七億円となつて、現行法に比して十一億円の減収となる。神奈川県の場合、現行法によると場合は九億円、政府原案の場合には三億の減。この割合は約三〇%になつて、差引六億円となる。修正案の場合には原案に比してさらにつ一億八千万円となり、東京、大阪、神奈川、愛知、これらの各县の自由党の修正案による減収は、現行法に比して四十億六千五百円、政府原案に比して十六億三千万円となるので、全国的に見た場合、政府の見込んでいる二十九年度入場税の収入確保はきわめて困難であり、むしろ相当の歳入欠陥を生ずることも予想されるのみならず、自由党的修正案ではない七十億の減収となることが予想される。この入場税は、政府原案によると百九十二億を見込んでおりますが、この百九十二億からわれ／＼がまかた勘定で推定をいたしましても、六十億から七十億の減収になるということになりますと、一体これはどういうことなので此の穴埋めをしようとするのか。また政府のそばんでは、そんなに減収にはならぬというのか。この修正案が出ると言い出しましてからもうかれこれ一週間近くなりますから、その間政府がこれを全然計算をせずにお

るはずはありません。だから政府として、今申し上げましたように、政府原案と修正案を比較してどのくらいの差があるのか、収支額がそこに生じて来るか、収入目込みがどれだけ違つて来るかなどについて、一応今日まで作業しました大要だけを、ひとつ簡単に説明願いたい。

答弁は非常に抽象的でありますて、いろいろ／政治的にも考慮されての答弁ではないかと私は想像いたします。しかし今日の場合、われ／政治的な思いやりや気がねや、あるいは遠慮等に縛られず、答弁されたら困ります。数字は科学的なものでありますから、そんなかけひきや思惑をこれに加えられたらたまつたものではありません。あなたとしてはそういう辛い立場においででしょうか、あなたに答弁は求めませんが、この責任者である主税局長は一体これに對してどう計数を引出されたか。計数はまだ全然出ていないということがあります。

られて、しかも政府原案のようないわゆる税率区分でもつて計算して行くと四千二億五千万円になる、こういう計算になつております。ところがわれくの方では、東京都とか、そこだけで論じておるわけではありませんで、日本全国をとつてみれば、あれで百九十二億、大体現行の収入がつかめるはずだ。これは過去の実績を元にしたのでは、実は数字が出ないわけあります。それはなぜかという点になりますと、入場税は、遊興飲食税などに比べましては、課税が割合にうまく行つておるとわれくは思つておりますが、しかしこれも東京都、それも特にまん中の地辺と周辺の地辺とは必ずしも同じように行つてはいないと思ひますし、いかの方におきましては、必ずしも料金をそのまま府県の方が把握しておるといふやうにも考へられない。そこでわれくの方では、映画の配給から出る配給会社の収入とか、そういうものを別途資料として使いまして、一応百九十二億という数字が出ておるわけなのであります。従いまして、今東京都の例でお示しになりました五十五億の政府原案にしてもおかつ四十一億五千円になるような数字になり、さらに自由党の修正案ならば、おそらくわれくが今度提案いたしました税率よりも安くなつておるのでありますから、同じ基礎であれば、それよりも相当減る。これは当然出て来ると思うのであります。ただ問題は、われくの方でつかるおる百九十二億の元になった入場料金が、これはまだもつと多く見積り得るはずだ、こういうところで、自由党の方々はあの税率にして百

九十二億はとれるはずだとおっしゃつておられる。従いまして、従来われわれが使つていた資料の上に乗つかつて機械的に計算をすれば、それは幾らくらいの収入になる。たゞその場合におきましても、こまかい数字になりますと、今次官が申し上げたように、階級料金の収入がありますから、われわれの方で正確なといつたことについでは、あまり自信がございませんが、しかし従来われくが使つておりますから、われくの問題がありますから、われくがどの程度に立てば、税率を下げて減収にならぬというふとを言い得るはずはないのでありますて、程度の問題をお考へでは、われくのつかんでおる料金の見方が総額的に少いのだ、多いはずだ——もつと多くなるといいますか、少くとも二十九年度としてはもつと多いはずだ、こういうふと多いのはリライアルなものであるからどうかという点を——われくは一応そういうつもりで出してござりますけれども、これは始終皆さん方にも言われたこととして、これがもう絶対的のものだといふことになれば、始終独断だといつしかられておるわけですから、いか正しくないか、そこまで実は問題を詰めて参りませんと、どのくらいの

減収になるのだと言われましても、われわれの方としてはなか／＼お答えにくい、実はこういう事情にあるわけでありまして、その辺についてはさることによくいろいろ御説明を伺いました。その上でわれ／＼の方の意見としてしましては、少くともこういう意見だというふうにとは申し上げ得るかもしませんが、何分一廈見方の問題が多くなりまして、これが国税のようになつて過去何年間もわれ／＼がやつておりますのでござりますと、われ／＼としては相当自信の持てる基礎数字がそこにあるわけござりますが、地方税としてやつております、しかも地方税としてやつておられた基礎数字を元にしたのでは、ほんとうに正しい数字が出来ない、それで全新的な基礎から一廈計算をした、同時に地方税の従来の数字を参考しながら、そこで見積りをしていくわけでもありますて、他の税種と多分に違つた性格のものであるということのゆえに、自由党の方々がその見方が少いとおつしやるので、実はわれ／＼としてはまさに検討してみる必要があるじやないかという問題であると思います。

もりであります。が、本日午後修正案を提案されるというのに、まだ政府の手ではそれに対しても作業が全然完了していない。もしそうであつたなら、あつたとあさつてこれを審議しようとはつたつて、そういう計算の基礎もあるやの上において、もし財政に穴が開いた場合、「一体あなたはどういう状況をされるか。本日の新聞によりますと、入場税には相当穴が明く、その穴の明く方は一般会計の財源で穴埋めればいいというようなことが出ていました。そのほかに、大きな府県に対する歳入減については、公債で一時裏表にしてやれという話までわれへは聞いておる。そこで、これは相当歳入減が予想され、地方財政計画の上に、いろいろ支障を来すといふ点が明らかにされて来たのであります。そういう内容を含んでおりますものを、特に有能な主税局の皆さん方がおいでになるのに、一週間もたつてまだ計算の基礎が明らかにならず、税収の上においてはつきりした結論がまだ言えぬということになりました場合、「一体いつにならつたらこの結論が出るのです。そういうことではないと、修正案を出しても審議ができぬことになりますよ。

当然であろうと思うが、与党内部での法案を握りつぶすことが露骨に現れて来ておるのだが、そうすると、しこれが通らない場合、八十五億も穴が明くが、これを一休どうして穴埋めするのです。これは實に重大問題です。これはよくあなた方が申しますように、日にちがめつくりあります。それはいろへごゆつくり検討されてもけつこうです。ところが、もう一日があとわずかしかありませんから、あなたの方では一体この二つの問題に対し、特に入場税の修正案に基づく数整理について、いつになつたら結論が出来ますか。かりに午後修正案が提案されました場合は、ただちに審議にて行かなければなりませんが、その場合、あなたの方でこれに対する最終計数がまだ出ていないというようなことになつたのでは、これはおよそその上で議論はできませんから、そこをもう少し責任のある作業はいつまでとできますか、これをひとつ伺いたい。

る——自由党内部云々のお話もあります  
したが、こうした世の中でございます  
から、お互に言うべきことは十分言  
うて、最後にはきまるべきものはりつ  
ぱにきまるもの、かように思つております。

決に入りたい存じますが、その方法等につきましては、理事会において御協議申し上げたいと存じますので、さよう御了承願います。

午後三時まで休憩をいたします。

午後零時三十一分休憩

「四号ずつ繰り下げる」を「二号ずつ繰り下げ」に、同種子類第四十  
六号の改正に関する部分中、「五十」を「四十八」に改める。

(7) 「第三十六号又ハ第五十一号」を「第三十四号又ハ第四十九号」に改める。  
第七条の改正に関する部分の次に次のように加える。  
第十三条の次に次の一条を加える。

10 of 10

○井上委員 今政府の御答弁による  
と、審議に間に合うように計数整理を  
して来る、どうしたことですか? 多

午後五時四十三分開議

(3) 第一条第一項第二種丁類第二十  
七号から第四十五号までの改正に  
関する部分を次のように改める。

第十三条ノ二 前条第一項第一号  
ノ適用ヲ受ケタル物品ハ之ヲ本

シタル時ニ於ケル値格ニ依リ  
直ニ物品税ヲ徵收ス此ノ場合ニ  
於テハ前条第二項及第四項本文

10

分午後にはできるじやないかと思いま  
すが、午後にできるようございまし  
たら、今そこに持つてはです。  
何かここでそういうことをうかべ言  
いおつたら、あなたの方の政治的ないろ  
いろな立場が困るということで遠慮し  
てはいるんじやないかと私は思います  
が、それは国会の審議を円滑に進めるよ  
う方法であります。だから、午後修正  
案が出ます場合は、それに引続いて政  
府のこれに伴う計算整理の資料をあわ  
せて出して、審議を円滑に進めるよう  
にお願いをしておきたい。私はそれだ  
け頼んでおきます。

開きます。これより午前中に質疑を打切りました所得税法の一部を改正する法律案外十九法案を一括して議題とし、順次討論、採決に入りたいと存じます。

まず物品税法の一部を改正する法律案、骨牌税法の一部を改正する法律案、国税収納金整運資金に関する法律案の三法案を一括議題といたします。

右三法案につきましては、それべく各派共同提案の修正案が提出されておりますので、まず修正案の提出者から修正案の趣旨弁明を求めます。

まず物品税法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、内藤友明君。

第一条第一項第二種丁類第四十五号中「第五十八号」を「第六十号」に改め、同類中第二十七号から第四十五号までを「号ずつ繰り下げる。  
第一条第一項第二種丙類の改正に関する部分を次のように改め  
る。

法施行地ニ於テ使用シ（同条第  
四項ニ規定スル手続ニ依リ購入  
シタル物品ヲ當該購入者ガ使用  
スル場合ヲ除ク）若ハ消費シ又  
ハ輸出以外ノ目的ニ充ツル為讓  
渡シ若ハ讓受クルコトヲ得ズ但  
シ當該物品ニ付同条第一項第一  
号ノ規定ノ適用ヲ受ケテ製造場  
ヨリ移出シタル者又ハ同条第四  
項ニ規定スル手続ニ依リ購入シ  
タル者ガ命令ノ定ムル手続ニ依  
リ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ  
此ノ限り在ラズ

(9) 第十八条第二項に次の一号を加える。  
ノ規定ヲ適用セズ  
第三項ノ規定ニ違反シタル者  
第十八条第三項を次のように改める。  
第一項ノ場合ニ於テハ犯人ヨリ  
直ニ其ノ物品税ヲ徵収ス此ノ場  
合ニ於テ同項第三号ノ規定ニ該  
当スルトキハ第十三条第二項又  
ハ第四項本文ノ規定ヲ適用セズ  
附則第二項中「百分の十五」を  
「百分の十一」に改める。  
する。  
附則第十四項を附則第十六項と

10. The following table shows the results of a study on the relationship between age and income.

題となつております。二十九法案中、入場税法案、しゃし纖維品の課税に関する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び交付税及び譲与税配付金特別会計法案の四法案を除いた二十法案に対する質疑打切りの動機が提出されておりますので、この動機を議題といたします。本動機に賛成の諸君の御起立を願います。

物品税法の一部を改正する法律  
案に対する修正案

物品税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

(1) 第一条第一項第二種戊類第五十号から己類第六十四号までの改正に関する部分中、「四号ずつ繰り下げ」を「二号ずつ繰り下げ」と、

同類第二十号とし、同類第十四号  
中「第五十五号」を「第五十七号」  
に改め、同類中同号から第十六号  
までを三号ずつ、第十号から第十一  
三までを二号ずつそれぞれ繰り下  
げ、同類中第十六号として次の一  
号を加える。

諸其ノ用途以外ノ用途ニ供シ又ハ其ノ用途以外ノ用途ニ供スル為讓渡シ若ハ譲受クルコトヲ得ズ但シ同項第二号又ハ第三号ノ規定ノ適用ヲ受ケテ製造場ヨリ移出シ若ハ保稅地域ヨリ取りタル者又ハ此等ノ者（第一種ノ物品ニ付テハ小売業者）ヨリ当該物品ヲ購入シタル者ガ命令ノ

(3) 附則第十三項中「第六項、第九項」を「第八項、第十一項」に改め、同項を附則第十五項とする。  
（4）附則第十二項を附則第十四項とする。

〔賛成者起立〕  
○千葉昌長、起立多數。よつて本動議は可決されました。

(2) 「五十四」を「五十」に改める。

(5) 第二条の改正に関する部分中、「第一号ニ掲タルモノヲ除ク「第五十号」を「第四十八号」に改める。

定ムル手續ニ依リ政府ノ承認ヲ  
受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラ  
ズ

(四) 附則第九項中「第五号に掲げるものについてはその所持する数量全部の価格が十万円以上及び「及び第五号」を削り、「百分の十

五」を「百分の十二」に「第二十九号」を「第二十八号」に改め、第五号を削り、同項を附則第十一項とする。

(4) 附則第八項中「第六項」を「第八項」に、「若しくはオルゴール若しくはこれを用いた製品」を削り、「廃止するもの」の下に「及び昭和二十九年九月一日前から引き続いて第四項に掲げる物品を製造する者で、同日以後一月以内に製造を廃止するもの」を加え、同項を附則第十項とする。

(5) 附則第七項中「この法律の施行の日」の下に「(その者が第四項に掲げる物品を製造する者である場合には、昭和二十九年九月一日)」を加え、同項を附則第九項(4) 附則第六項中「若しくはオルゴール若しくはこれを用いた製品を削り、「一月以内に」の下に「昭和二十九年九月一日前から引き続いて第四項に掲げる物品を製造する者は、同日以後一月以内に」とする。

(6) 附則第三項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、附則第二項の次に次の二項を加える。

3 当分の間、製造場から移出され、又は保稅地域から引き取られる改正後の物品税法第一条第一項第二種第三十四号に掲げる物品のうち果実を原料とした果実ゆう、果実水及び果実みつに課せられるべき物品税の税率は、同法第二条第一項の規定にかかわらず、その価格の百分の十とする。

4 昭和二十九年六月一日から同

年八月三十一日までの間に製造場から移出される前項に掲げる物品のうち、うんしゅうみがん、夏みかん(ひうが夏みかん、三伊予みかん、なるとみかん、三宝かん及びはづさくを含む)、りんご又はぶどうのさく汁で濃縮しないものを原料とし、且つ、乳化剤又は乳化香料を使用しないで製造した果実水については、前項の規定にかかるわらず、物品税を課さない。

○内蔵委員 物品税法の一部を改正する法律案に対しましての修正案であります。この案ははいぶん長い修正条文でございますので、お配りしてあります。印刷物で御了承願いたいと思うのであります。

内容を申し上げますと、オルゴール、時計、テレビジョン、ジュー、ス、これに対しましての課税を適切にするよう修正いたしました。なお物品税を免除せられました。併し上記の規定もつけ加えたのであります。これは四党共同で意見を述べました。よろしくお願い申し上げます。

○大平委員 骨牌税法の一部を改正する法律案及び国税収納金整理資金に関する法律案に対する修正案を申し上げます。案文はお手元に差上げますから、朗説を省略させていただきます。

本修正案の内容をかいつまんで申し上げますと、骨牌税法の方は、牛骨でつくりました麻雀と練りベイ、その他一番下級の麻雀に対する税金を軽減いたしまして、弱少なメーカーの経営に対する障壁を緩和して、同時に脱税品ができますのをできるだけ抑えて行こうという趣旨でございまして、牛骨に對しては四千円を二千五百円、その他

次に大平正芳君から骨牌税法の一部を改正する法律案に対する修正案及び国税収納金整理資金に関する法律案に

対する修正案の趣旨弁明を求めます。

大平正芳君。

骨牌税法の一部を改正する法律案に対する修正案。

骨牌税法の一部を改正する法律案の一部を次のよう修正する。

第四条の改正規定中「四千円」を「一千五百円」に、「二千円」を「千八百円」に改める。

国税収納金整理資金に関する法律案に対する修正案

国税収納金整理資金に関する法律案の一部を次のよう修正する。

附則第十項の次に次の二項を加える。

11 国税収納金整理資金に関する法律案の一部を次のよう改正する。

第十三条第一項中「支払う日」を「支払決定をする日」に改める。

○千葉委員長 修正案の趣旨説明は終りました。

○千葉委員長 動議を提出いたします。

ただいま一括議題となつております三

法律案及び三法律案に対する修正案に

つきましては、討論を省略し、ただちに採決されることを望みます。

○千葉委員長 ただいまの藤枝君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉委員長 御異議なしようではありますから、右三案につきましては、本

案及び修正案とも討論を省略して、

これよりただちに採決に入ります。

○千葉委員長 まず物品税法の一部を改正する法律案に対する各派共同提案の修正案について採決をいたします。本修正案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○千葉委員長 起立総員。よつて本修正案は可決せられました。

○千葉委員長 次に、本修正案の修正部分を除いた原案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○千葉委員長 起立総員。よつて本修正案は大平君提唱のごとく修正可決せられました。

〔総員起立〕

○千葉委員長 次に、相続税法の一部を改正する法律案、酒税の保全及び酒類業組合等に

関する法律の一部を改正する法律案、

関税法、国税徵收法の一部を改正する法律案、関税定率法の一部を改正する法律案、農業共済再保險特別会計の

歳入不足を補てんするための一般会計

からする繰入金に関する法律案、資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案、国民金融公庫法の一部を改正する法律案、食糧管理特別会計法の一部

につきましては、関税の過誤納金を還付する場合の加算金の期間計算につきまして、原案では、関税が納付された日に翌日から還付のため支払う日まで

の期間が加算されていますが、この法

律案に対する各派共同提案の修正案に

ついて採決いたします。これに賛成の

諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○千葉委員長 起立総員。よつて本修

正案は可決せられました。

○千葉委員長 次に、本修正案の修正部分を除いた原案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○千葉委員長 次に、相続税法の一部を改正する法律案、酒税の保全及び酒類業組合等に

関する法律の一部を改正する法律案、

関税法、国税徵收法の一部を改正する法律案、関税定率法の一部を改正する法律案、農業共済再保險特別会計の

歳入不足を補てんするための一般会計

からする繰入金に関する法律案、資金

運用部特別会計法の一部を改正する法

律案、国民金融公庫法の一部を改正す

る法律案、食糧管理特別会計法の一部



外の何ものでもない、こういうふうに考えざるを得ないのであります。しかも精糖業者の利益はきわめて厖大である。しかもそのほかに、この砂糖消費税に対して、政府は三月の延納を認めております。そしてこの三月の延納を認めることによつて、今日砂糖消費税は二十三円五十銭であります。かりに一月平均八万トンずつの砂糖を庫出しするといつたしますと、この二十三円五十銭が三月の延納を認められることによつて九億三千九百万という厖大な金になり、これを今日無利子で精糖業者が使つておるのであります。これが今度は逆に二十八円に引上げられるとしますと、この価格は十二億一千五百万、こういうとほうもない金額を精糖業者は無利子で使つておられることがあります。こういふうに精糖業者の利益をあらゆる方面から擁護しつつ、しかもこの値上げによつて砂糖の価格は当然暴騰します。ことに外貨の事情等からいひて、一方において砂糖の輸入を抑制する、そうして一方において消費税を上げることによつて、砂糖はますます思惑性格がからんで、たいへんな値上りになることは当然であります。そうして大衆の生活がます／＼この点から圧迫されて来る。かような理由によつて、私はこの砂糖消費税に対しても反対の意見を申し述べるものでござります。

得税法外八法案に対しまして、強く反対の意を表明するものでござります。以下その理由について申し述べたいと思ひますが、私の討論は、昨日の理事会では、自由党がめちゃくちやにおやりになる事態でありましたので、都合によつては三時間ぐらい討論ができるようだ、かくのごとく資料をとりそろえてございます。しかし理事会が円満に妥結いたしまして、簡潔に討論を終れといふことでござりますので、従つて三時間の討論から抽出をいたしまして、大体十分間ぐらいで終りたいと思います。(笑) 論旨の中に前後いろいろへ矛盾する面もあるうかと考えるのであります。この点はしかるべき御、おも願つておきたいと思ひます。

おるのであります。このことは、大体わが党が年来主張して参りました年間所得二十四万以下の者に対しては、これを課税すべきではないというわが党の主張を裏書きしたものでございまして、かかるところこの答申案が、政府によつては今回の改正案の中に盛られてはいいないということが、私どもがこの所得税に対し最も反対せざるを得ない理由の一つであるのでございます。さらには政府は、今回相当所得税において減税をしておるのでから、従つて旧税法のものならば、本年度においては相当の増収があるのでございまるが、こも前年度に比してわずか二百何十億がの増収にとどめ得た、こういうような説をなしておるのでございますけれども、私どもがみのがすことのできないのは、この一部所得税において形式的に減税された額以上の多くのものが、すなわち間接税として増収をはかられることであります。たとえば織維課税において八十五億、砂糖消費税において五十七億、揮発油税において三十一億、酒税三十八億、印紙税において五十五億、タバコの値上げによつて八十八億、すなわち間接徵収によつて大衆に加重される税額は、本年度において実に三百六十四億に達していります。これまことに重大な差違が生じなければならぬものは、昨年に比して実際に五百億を越えるということになるのであります。これはまことに重大な差違であります。これまことに重大な差違が生じなければならぬものは、昨年に比して実際に五百億を越えるといふことになるのであります。

十六年度以来いろいろの税改を通じて、課税される対象がずいぶん減ったと、まことにしたり顔をしているのでありますけれども、このことは朝日新聞の批評にもうたわれていることあります。すなわち二十四年度の千八百四十万人を頂点に、次第に減つて来たが、二十八年度でもなお九五十万人もある。しかし戦前はどうであったかといふと、九十五万人であつた。その戦前の九十五万人に比べると、なおかつ十一倍という多くの大衆に課税が行われている。このことは生活費そのものに課税がなされていることを指摘するものでありますして、決して渡邊さんが功名、手柄、したり顔に、われゝかやつて来たとは言えないのですが、戦前の例と比べると、実に十一倍の諸君が課税されている。すなわち国税の税収入は依然として大衆的規模においてこれが徴収されていることは、論理的明確に示すところであります。すなわち先般私が平田國税府長官に伺いましたところ、国税庁みずから調査による税制の調べにおきましても、なかなか低額所得者の多数の者が課税せられておりることを述べられております通りに、課せられるべきでない者に対する、なおかつ税金が課せられていないことは、やはりわが党の断じて承認し得ざる理由であります。のみならずこれを法人税法と対比して調べてみますときには、法人税におきましては、昨年來の税制改革を通じて著しき軽減の措置が講ぜられております。すなわち租税特別措置法におきまして、価格変動準備金において百五十二億、貸倒れ準備金において百六十億、

水準備金、これは発電会社のみを対象とするものであります。これが二十億、船舶会社を対象とする特別修繕費五億、それから炭鉱等に対する特別措置として、異常危険の特別積立金十五億、保険会社に対する違約損失特別積立金六億五千万円、輸出関係において五億円、増資配当控除二十二億円五千万円、さらに鉛山を対象として二億円等、これら減税の合計は実に六百億円を越えるものであります。そのほかに企業合理化法による特別償却で五十億の減免措置が講ぜられているのであります。こういうものを加えますと、租税特別措置法についてはいざれ來港審査を行うわけであります。これらに於いて大企業、大法人に対しましては、実に六百五十億を越えるところの大減税がなされているのであります。

そこで私どものこの法人税に対する考え方であります。渡邊さんみずから述べられている、所得のある者に課税するというあなたの方針は、この法人税においては断じて貫かれていないのであります。すなわちこの法人たちには、現在経済がいろいろと混乱いたしておりますので、中には非常に不況にあえいでいる者もあります。しかし、これは厖大な利潤をあげている者もある。特に織維関係とか、あるいはまた砂糖関係、羊毛関係、こういうような主としてその原材料を外国に仰いでいる会社等の利潤は、厖大なものがある。しかも独占的に外貨の割当を受けているのであります。これは先般来この砂糖消費税に關連して、砂糖会社の經費

内容をわざ／＼が解剖した結果、実に半年間において、資本に対しても三五〇%といふような平均利潤をあげていることによつても証明できるものであります。こういうような厖大な所得を得る大法人、大企業に対しましては、やはり累進税率をもつて、その所得を対象として課税するのが当然ではないか。法人とえども小法人であり、しこうして所得の少い者に対する低い税率で臨み、資本に比べて高額の所得をなした者に対してはやはり高率をもつて臨む。すなわち所得のあるところの課税するという基本的な考え方が法人税においても適用されるべきであります。しこうしてこの法人税の中に置いて、ただいま申しましたところの特別措置法を通じて軽減されるものが、実際に六百五十億を越える。こういうことでありますならば、この法人特別措置の恩典を受けるものは、よせん大企業であり、大財閥であります。これらのお諸君は、これらの特別措置を受ける資格と事業的基礎を持つてゐるのあります。よせんこれら六百五十億の軽減措置は、大企業のみが独占的に満喫するのであります。零細法人たちは、結局これら特別措置の除外に置かれているわけであります。従いまして、これを他の言葉で表現いたしますならば、大企業に対しては大体百分の三十の課税で臨まれております。従いまして、小法人は文字通り百分の四十二といふ不公正な税率がこれに施されているということは、高額所得に高い税金をと

れは大衆的なものであるが、あるいは特殊のものであるかということは、申し上げるまでもなく、今こそそのビルはたいへん大衆に愛好せられて普及しておるものであります。今回こうしておるものであります。私がたるは、大企業、大法人を対象として相当の値上げが行なわれておりますけれども、そのようなことまでするならば、私はただいま申し上げました六百数十億にならんとする、大企業、大法人を対象とする租税特別措置法の手かげんで、こんなわざかな税金の操作くらいはでき得ようと思うのでござります。私はビルというようなものは、一錢でも安くして、そうして働く人々がこういうものを飲みやすいような状態にしてやるのが政府の親切な考え方でなければならぬ。しかも政府は別に物価の安定、勤労大衆の生活の安定といふようなことを口だけでは言つておられるのでありますから、従いまして、こういう大衆のための嗜好品であるビールなどのごときものを、この機会に値上げするなどというがごときことは、まさに口頭禪であり、言語道断である。これは私どもとしてこれまで断じて反対せざるを得ないのでござります。さらに印紙税法が今回値上げをされまして、特にこれまた五十何億の増徴が試みられておるのでございますが、これはわれくの質疑の中におきましても強く主張をいたして参りました通り、せめてこの際免稅額を五千円程度に上げるべきである。さらにもう一つ現状に押えて、そして大衆課税負担をできるだけ軽減するということが物価を抑制し、生活を安定せしめる政府の政策にもマッチするものであるが、

こういうもののまでも、五倍、十倍とうような増税をするということは、に物価の安定を唱えながら、現実にそういうような増税をもつて臨んでゐる。いずれにしても、こういうようですが、これはまだいま小川君から述べられております通り、砂糖は生活必需品であるということはもはや論をまたないところであります。現在米が不足でございまして、代糖品によつて大衆的生活が維持されております。小麦を食べるためにいたしましても、しょせんはこの砂糖を必要とするものでありますから、従つてこの砂糖こそは塩と同じように、これはできるだけ統制を持つて行くことが望ましいことであるのでござりますが、われくの了解できないことは、同じ生活必需品であるところの調味料、塩と砂糖に対する政府の態度でありますか、塩に対しましては、政府はこれは完全なる国家統制を行つておるのでござります。すなわちこれに対しましては、専売局の経理課を通じてみると、年間相当の損害を受けて、生活に欠くことのできないところの塩の需要をまかなつておるわけあります。砂糖に對しましては、政府はこの輸入税とそれから砂糖の消費税によつて多額の収入をあげておると思いますが、いざれにいたしましても、生活必需品に対しまして龐大な税収を大衆から取奪するというようなことは、これはすみやかに修正されなければならぬ問題であるのでございまして、砂糖の値段がだんくと高

まつて來るので、一體政府はどうして砂糖の値段を抑制するのだといふやうなことが、すでに大きな政治問題となつておりますとき、逆にそれを値上げするような増税をするといふやうなことは、正氣のさたでは考えられないところでござります。私どもは、さらにつつて生活必需物資には課税すべきではないというこの基本的な立場に立ちまして、むしろ砂糖の税金を減税しなければならないのに、逆行して今日二割の値上げが行われるといふような事柄に対しましては、もとより根本的に反対をせなければならぬのでござります。

止する法律につれてござりますが、これは第十五回国会以来、国会におきまして、ついぶん問題になつておるところ十六国会におきまして、有名な例の河野質問によつて、朝鮮貿易との帳じり四千万ドル、この問題が質問されたのでございましたが、それに対する政府の御答弁はその当時行われず、本日今までつてなお明らかなる解説がなされてはいらないでござります。従いまして、これは二十四年四月以前の経理といふものが全然明確ではない、こういう明確でないところの口座を今回ここにとざしてしまつといふことは、すなわち政府が犯して来たところのいろ／＼の責任をこれによつてかぎをかけてしまつて隠蔽して、やみからやみにほうむり去らんとする陰謀以外の何ものでもないのであります。こういうような特別会計は、すべからくこの問題が根本的に明らかになるまで嚴重にこれを保存いたしまして、そうして不明確な点の明確を期するよう努め力するが政府の態度でなければならぬないと考えるのでござります。従いまして、こういうようななおもぢや箱をひつくり返したような状況下にあるところの対日援助物資等処理特別会計が今問題が未解決のままにここに閉鎖されるというような傍若無人な取扱いに対しまして、私どもは断じて賛成することはでき得ないのでござります。いろいろ申し述べたいことがたくさんござりますが、よせんは少數によつて否決されることになりましよう。詳細なことは本会議において申し述べること

といったまして、以上をもちましてわが党の反対討論の趣旨弁明を終ることにいたしました。

○千葉委員長 これにて討論は終局いたしました。

引続きただいまの八法案を一括採決いたします。右各案をいずれも原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○千葉委員長 起立多數。よつて右各案はいずれも原案の通り可決いたしました。  
この際お諮りいたします。本日審査を終了いたしました各法案に関する委員会報告書の作成、提出等の手続につきましては、委員長に御一任願つておきたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

中、字句の整理を必要とする個所がありました場合、これら整理の手続等につきましては、委員長に御一任願つておきたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なし」と詫ぶ者あり  
○千葉委員長 御異議なしと認めます。よつて委員長に御一任をいただくものと決しました。

なお次の委員会は来週二十九日午後十時から開くことといたします。本日はこれにて散会いたします。

参照

## 物品税法の一部を改正する法律案

昭和二十九年四月五日発行